

第 1 1 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3 年 1 1 月 1 7 日(水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 報告
 - (1) 報告第 3 号
農地の時効取得を原因とする所有権移転について
- 4 議案
 - (1) 議案第 4 8 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 4 9 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 5 0 号
現況確認証明に対する意見決定について
 - (4) 議案第 5 1 号
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について
 - (5) 議案第 5 2 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 7名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 5番 芳賀 正幸
6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝
9番 遠藤 武重

欠席委員 3番 近内 貞夫 4番 金沢 和則

農地利用最適化推進委員

17番 味原 孝一

そのほかの農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

事務局 事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司

書記 矢内 康裕

- ・議 長 本日の出席は8名です。定足数に達しておりますので、只今より第11回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 根本常和委員 5番 芳賀正幸委員を指名いたします。

(1) 報告第3号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

- ・議 長 まず初めに、報告第3号 農地の時効取得を原因とする所有権移転についてを議題とします。

- ・事務局長 (朗読説明)

福島地方法務局白河支局より、農地の時効取得を原因とする所有権移転について、2件通知がありましたので、その内容について調査した結果を報告いたします。

なお、今回の通知は登記完了後の通知となります。2件の当該農地は代理人に確認した結果、双方ともに20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有してきたものであり、取得時効完成の要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われます。

- ・議 長 只今報告のありました、農地の時効取得を原因とする所有権移転について何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

- ・議 長 ないようですので、報告を終わります。

(1) 議案第48号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に議事に入ります。議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長

(議案朗読)

番号1から番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告します。

・議長

農地法第3条第1項番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員

農地法第3条第1項1番の所有権移転調査の結果を報告いたします。

11月8日午前10時から現地で譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から東側に約100mの土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積415㎡です。

譲受人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業農業です。譲渡人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、職業会社員兼農業です。移転事由は売買による所有権移転です。

当該地は、1枚の圃場で譲受人が255㎡、譲渡人が415㎡、進入路は譲受人側、水路は譲渡人側という土地であり、以前から譲受人が譲渡人から依頼を受けて耕作していましたが、譲渡人は会社へ勤めながらの農業で縮小する考えもあり、今回、譲渡人から売買を打診されお互いの利害関係が一致し本申請となりました。譲受人は稲作農家として今後も当該地、自己所有地の耕作を継続する方針です。

以上調査した結果、この案件は問題ないとかんがえられますので皆様方の審議よろしくお願ひします。

・議長

只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長

異議のないものと認め、議案第48号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第3条第1項番号2を調査されました緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員

農地法第3条第1項2番を調査した結果を報告します。

調査は令和3年11月7日午前9時より譲渡人〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇と最適化推進委員の矢内常男氏、私の3人で行いました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より西へ700m行ったところにあります。〇〇〇〇〇〇〇 外11筆、田7, 230㎡及び畑1, 804㎡であります。

所有権移転の理由として譲渡人は高齢になったため息子である譲受人に経営を任せるとのこととなり申請に至りました。

この案件は親子間の所有権移転ですので特別支障があるとは思いません。

以上調査した結果何の問題もありませんのでみなさんの御審議をよろしくお願いします。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第48号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第49号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議長 続いて、議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長 (議案朗読)

農地法第5条1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅用用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第5条1項番号2についてですが事業計画者はグループホーム敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用の件を調査した結果を報告いたし

4人で行いました。

調査場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇へ1.5km進んだ地点より右折し南に500m行った所の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の2筆です。

申請理由は登記簿地図の変更で山林に変更するとのことでしたが確認し協議した結果、現況は山林ではなく原野の様子を呈していたため申請書を修正していただくことで承認できると判断しました。

申請書修正後は問題なく承認できると思われまますので皆様方の審議よろしくをお願いします。

・議長 只今報告のありました、現況確認証明申請番号1について何かご意見等ございましたか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第50号 現況確認証明申請番号1について承認するものと決定いたします。

続いて、現況確認証明申請番号2について調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員 現況確認証明に対する確認調査の報告、調査日令和3年11月8日午前10時30分より、申請人の〇〇〇〇と、代理人の〇〇〇〇と、私と、農業委員の遠藤武重さんと金沢和則さん、最適化推進委員の小池力さんと、事務局次長の吉田さんの6人で調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇を右折して2kmほど行った〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所を右折して〇〇〇〇〇〇〇〇へ300mの所を左折し、200m行くと左側に鉄塔があります。そこを10mほど下ると右側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑があります。現在は、耕作放棄地となっております。

非農地化した経過として申請地は、父親が亡くなって以来約40年ほど耕作を行っておらず、現在では雑木等が繁茂し、農地として耕作不能の状態です。今後も進入路が無いため農地として利用することがないため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田193㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑1,469㎡を現況地目の原野に地目変更したく今回の申請に至りました。

以上調査した結果、周辺に作付されている農地も無いため、この案件は

問題ありませんので、皆様の審議をお願いします。

(4) 議案第51号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・ 議長 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
 - ・ 事務局長 (議案朗読)
 - ・ 議長 只今報告のあった農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・ 議長 異議のないものと認め、議案第51号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定については承認するものと決定いたします。
-

(7) 議案第52号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・ 議長 議案第52号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第52号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号36を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時55分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 5番